

災害から地域社会を守る 地域建設業の取組 ～ CSF（豚熱）と台風第 19 号の対応～

一般社団法人埼玉県建設業協会 専務理事 の が わ た つ や
野川 達哉

1. はじめに

令和元年 9 月、岐阜県で発生して以来、1 府 6 県で感染拡大が続いていた CSF（Classical Swine Fever, 豚熱）が埼玉県秩父市の養豚場で見つかった。CSF が発生すると 72 時間以内に豚舎内の全頭殺処分と埋却、消毒作業などが求められているが、埼玉県も初めて経験した。当協会会員企業においても、限られた時間の中で昼夜を問わず対応にあたった。

CSF が断続的に発生する中、10 月 6 日に南鳥島近海で発生した台風第 19 号は、12 日の 19 時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸、夜遅くに埼玉県南部を通過した。埼玉県においては、これまでの記録を一新する雨量となり、大きな被害もたらされた。行政側の要請に対し、台風の通過前から県内各地で当協会会員企業が緊急出動。河川・道路のパトロールをはじめ、交通規制、護岸などの応急修繕や土のう設置、倒木撤去などに懸命に対応した。

2. 埼玉県建設業協会における 防災協定等の締結状況

当協会では、地震や風水害、家畜伝染病などの

災害発生時における応急復旧等に関する支援について、国や県と協定を締結している。

国土交通省関東地方整備局関連では、管内の都県協会とともに「災害時における関東地方整備局の災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定」を締結し、整備局からの協力要請に応じた対応を行っている。

埼玉県との協定は、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「口蹄疫等家畜伝染病発生時における緊急対策に関する協定」などがあるが、いずれも協会本部が県と締結する「基本協定」と協会支部（埼玉県の地域機関である 12 の県土整備事務所ごとに設置している。図－1）が県の地域機関と締結する「細目協定」があり、災害発生等においては細目協定に基づき、県の地域機関と支部との間で具体的な要請・対応を行うこととしている。

このうち、「災害時における応急対策業務に関



図－1 県土整備事務所の管轄区ごとに設置されている支部

する細目協定」では、応急対応業務を円滑に実施するため、あらかじめ支部会員企業が担当する区域を定めて対応している。

3. CSF（豚熱）への対応

（写真－1、2）

令和元年9月13日、関東地方で初となるCSFの疑似患畜が埼玉県秩父市内の養豚場において確認された。対応した秩父支部の記録によると、13日の11時11分に県から協会秩父支部に、処分した家畜の積込運搬、埋却溝の掘削・消石灰の散布・投入埋却処理、防護フェンスの設置等の緊急要請があり、現地確認後、14時20分に支部会員企業に協力要請を実施。対応可能な企業とともに作業の段取りの打合せを行い、翌日の14日には7社52人の人員と31台の重機等により作業開始となった。

この9月13日は、関東地方整備局からの要請で台風第15号による千葉県への支援物資としてブルーシートの輸送依頼があった日であり、当協会においても各支部で保有するブルーシートを佐倉市など千葉県の市町村に送付する調整を行っていた。CSFにもブルーシートが必要になるため、秩父支部からの要請を受け、近隣の児玉支部（本庄県土整備事務所管内）で保有するブルーシートは当日中（13日）に秩父支部に搬送された。

そして4日後の9月17日には、県内2例目となるCSFが同じ秩父支部管内で発生、秩父支部では、連日50人を超える人員と多くの重機を投入し、24日にすべての作業を完了させた。

CSFはこの後も児玉支部（3・4例目）、大里支部（熊谷県土整備事務所管内）で断続的に11月



写真－1 家畜の埋却処理



写真－2 夜を徹しての家畜積込作業

まで発生し、7,621頭の処理に関する一連の要請について、当協会では44社から延べ1,013人の人員と606台の重機等の車両により対応した（表－1）。

4. 台風第19号への対応

（写真－3～6）

CSFの3例目となる疑似患畜が、本庄市内の養豚場において確認された10月11日の翌日となる12日は、台風第19号が埼玉県南部を通過した（図－2）。

表－1 令和元年に埼玉県内で発生したCSF（豚熱）対応状況

発生日	9月13日	9月17日	10月12日	10月30日	11月9日	計
地区	秩父市	小鹿野町	本庄市・神川町	本庄市	深谷市	
対応支部	秩父支部		児玉支部		大里支部	
出勤人員（人・日）	221	209	315	146	122	1,013
出動車両（重機含む）（台・日）	138	80	189	78	121	606
殺処分（頭）	924	1,307	2,243	994	2,153	7,621

10日の19時から12日24時までの総降水量は、秩父市浦山で687.0ミリ、ときがわで604.5ミリ、秩父市三峰で593.5ミリと記録的な大雨となった(図-3)。特に、台風が通過した12日の日雨量は、埼玉県内に設置された14カ所の気象庁の観測所のうち11カ所で観測史上1位となり、最大1時間降水量も寄居で62.0ミリ、秩父市浦山で59.0ミリ、所沢で51.0ミリなど非常に激しい雨となった所があった。

台風による強い風も吹いたが、県内に8カ所あるアメダスにおける最大風速は20m未満、最大

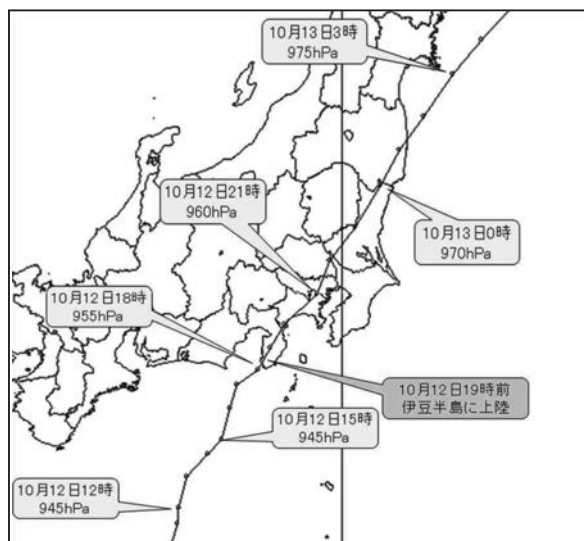


図-2 台風第19号経路図(日時, 中心気圧(hPa))
速報解析

(熊谷地方気象台「令和元年台風第19号に関する埼玉県気象速報」より)

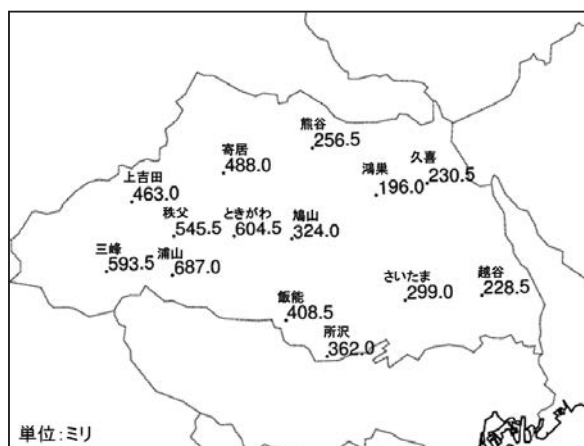


図-3 アメダスの総降水量分布図
(令和元年10月10日19時~12日24時)
(熊谷地方気象台「令和元年台風第19号に関する埼玉県気象速報」より)



写真-3 土砂撤去工事



写真-4 道路冠水対応



写真-5 道路陥没箇所の復旧



写真-6 破堤箇所の仮復旧工事

瞬間風速も 30 m 未満であった。

台風第 19 号による埼玉県内の人的被害は、死者 4 人及び重軽傷者 33 人、住宅の被害は、全壊 134 棟、半壊及び一部破損 675 棟、床上浸水 2,369 棟、床下浸水 3,387 棟など合計 7,130 棟にのぼった（12 月 23 日埼玉県発表）。

土砂災害に関しては、県内ではこれまで年間平均 1、2 件程度だったが、今回は 28 件と桁違いに多く、各地で停電や断水も発生した。各市町村に避難所が設置（最大で 1,076 カ所）され、避難者も最大 30,147 人にのぼった。

河川被害としては、直轄管理区間で 3 カ所の堤防決壊、県管理河川においては 2 カ所の堤防決壊、55 カ所で溢水・越水を記録したほか、142 カ

所において護岸の破損や法面崩落といった河川管理施設等に被害を受けた。

道路においても、各地で通行止めの措置が行われた（10 月 13 日 8 時現在 73 カ所）。特に秩父や飯能地域の道路を中心に、土砂崩落や河川溢水等に伴う被害が多数発生した。県管理道路では、路面崩落等により年末においても 4 路線の通行止め措置が解除されない状況となった。

このような自然災害に対して、当協会では、協定に基づく対応に追われた。台風による降雨は 12 日の夜半には上がっていたものの、事前に気象庁からの呼びかけもあり、台風が通過する前からパトロールや土のうの準備等、昼夜を問わず要請が相次いだ。

表－2 令和元年台風第 19 号対応人員及び車両等集計表（2 週間）

内容	月日	10 月														2 週間計
	支部名	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
出勤人員	さいたま	112	121	45	28	36	57	46	56	38	56	65	56	29	17	762
	朝霞	38	45	10	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
	北本	63	52	5	53	8	39	—	—	—	—	—	—	—	—	220
	川越	117	188	32	49	36	29	29	32	13	13	—	—	—	—	538
	飯能	50	136	53	33	25	37	42	23	4	11	6	—	—	—	420
	比企	38	67	59	113	163	208	215	169	123	135	123	94	101	103	1,711
	秩父	82	191	130	141	119	121	110	104	35	90	23	76	94	48	1,363
	児玉	39	72	25	23	29	30	30	28	9	30	29	18	20	4	386
	大里	15	46	2	2	—	2	7	—	—	—	—	—	—	—	74
	北埼玉	71	112	21	27	10	12	12	11	12	—	—	—	—	—	288
	杉戸	81	133	29	42	23	25	19	12	12	—	—	—	—	—	376
	越谷	114	95	21	19	5	2	2	—	—	—	—	—	—	—	258
	計	820	1,258	432	537	454	562	512	435	246	335	246	244	244	172	6,496
出勤車両台数 (重機含む)	さいたま	41	25	42	39	40	40	36	39	36	39	36	36	38	34	521
	朝霞	2	4	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
	北本	12	13	1	23	3	18	1	—	—	—	—	—	—	—	71
	川越	28	48	15	21	12	10	8	17	3	—	—	—	—	—	162
	飯能	6	32	19	14	11	14	19	8	1	2	1	—	—	—	127
	比企	5	21	14	29	49	92	52	47	32	56	30	23	26	28	504
	秩父	24	93	71	75	59	63	56	53	30	47	17	47	56	35	726
	児玉	12	22	20	15	19	18	19	22	3	11	5	9	5	3	183
	大里	4	10	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	15
	北埼玉	18	22	10	5	7	8	7	7	7	—	—	—	—	—	91
	杉戸	17	11	4	9	6	6	6	3	6	—	—	—	—	—	68
	越谷	43	30	6	4	3	1	1	—	—	—	—	—	—	—	88
	計	212	331	202	238	209	271	205	196	118	155	89	115	125	100	2,566

表－2は、台風が通過した12日から2週間の各支部の出動人員と重機を含む車両の出動台数を取りまとめたものである（国・県・市町村等からの要請を含む）。これを見ると、台風が通過中である12日における当協会会員企業の活動は、820人・212台。翌13日が活動人員・出動車両のピークで、1,258人・331台であった。作業内容は、パトロールや交通誘導・規制措置、土砂・倒木等の障害物撤去、土のう積み、側溝等の清掃・ポンプによる排水など多岐にわたっている。支部別では、特に災害が多発した川越、飯能、比企（東松山県土整備事務所管内）、秩父の各支部からの出動数が多くなっている。

この表に含まれていないが、児玉支部では、11日に本庄市内で発生したCSF対応のため、14日からの掘削作業に支障がないよう13日から埋却地の水切り等の準備工を開始。14日からは40～50人／日体制で家畜の埋却処理等を実施している。

今回、大きな被害をもたらした直轄河川の堤防決壊箇所（3カ所）では、24時間体制で仮復旧工事が実施された。これを担当したのは比企・さいたま・北埼玉の各支部企業であったが、破堤延長が長い都幾川右岸早俣地区（比企支部）と越辺川右岸川越市平塚新田地先（さいたま支部）では、11月まで24時間体制での復旧工事が継続した。

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所、熊谷地方気象台が共同で発表している「洪水予報」と、荒川上流河川事務所が発表している「水防警報」は、今回の堤防決壊を受け10月17日17時より発表基準水位を大きく引き下げた暫定基準水位を設定していたが、緊急復旧工事の完了により11月8日17時から、この暫定基準水位（破堤前の水位よりも低いものの）を引き上げて運用している。

5. 今後の更なる防災力向上に向けた課題

今回の台風と一連のCSFについては、行政側と企業側の双方における最大限の努力により、被

害の拡大を最小限とすることができたと考えられるが、今後の更なる防災力向上に向けた課題もあった。

CSFへの対応については、県内初ということもあり、1例目の対応は行政側も大変苦慮したようである。協会支部においても、家畜の積込時における通常建設業で用いないフォークリフトの操作、狭小な道路における重機の搬入、作業ヤード不足や地下水の影響による埋却空間の確保などの課題が掲げられた。

台風第19号における災害対応については、今回、特に被害の大きかった4支部を対象に、支部と県の地域機関に当時の災害対応の状況や課題等について聞き取り等を行った。

今回の災害は、近年例を見ない非常に大規模なものであったため、緊急・応急対応の際、要請する県側と対応に追われる支部会員側での行き違いも多く聞かれた。被災後の復旧を含め、今後の更なる防災力向上に向けた課題として、次の3点を掲げることができる。

(1) 人員体制等の不足

まずは、県側・支部会員側ともに災害に対応する人員が不足したとの意見が多い。

河川の溢水や道路冠水、倒木・土砂崩落など各地で同時発生し、通行止めや土のう設置などの緊急措置を行う人手が不足した。今回は、台風の通過が3連休の初日にあたり、暗くなってから降雨が強くなったということで、人員の増強も厳しく「風がもっと強かったら倒木による被害が拡大し、更なる人員不足が生じたのではないか」という意見も聞かれた。

人員体制等の不足は被災後の対応にも影響する。多くの被災箇所に対して、緊急性などを踏まえて順次復旧が進められたが、連日の作業が重なり早期復旧に向けて人員が不足しているとの声が多く寄せられた。

(2) 緊急時における支援体制の連携強化

災害時の緊急業務は、協会支部と県の地域機関

との間で締結された細目協定により、まず、あらかじめ定められた区域内を担当する支部会員が対応し、災害の状況などでこれによりがたい場合は県の地域機関から支部内の他の会員に対応を要請、支部会員のみで対応することが困難な場合は協会本部に対応を要請する、という3段階になっている。

今回の台風では、協会本部への要請はなかったものの、支部内においては多くの緊急業務が集中し、担当区域内での対応が困難になる企業もあった。県の地域機関は、対応できる企業を見出すため、電話などによる個別の問合せに苦慮したようである。

要請を受ける会員企業においても、県のみならず国や市町村からの依頼も重なり、他企業にも支援や協力を求める必要が生じるなど、行政側・支部会員側とも、今後、支援体制の連携強化が必要という意見が多かった。

(3) 資機材等の調達

災害時に必要となる資機材の不足も指摘された。

通行止めに要する看板やカラーコーン、単管バリケード（冠水でカラーコーンが役に立たない）、夜間点滅灯が不足したという意見があった。また、事前に準備された普通土のう、大型土のう

袋、養生用シートなどの仮設材不足が掲げられた。

このほか、支部会員からは重機や車両のリース、重機の回送、そして交通誘導員の調達に苦慮したとの意見が寄せられた。

6. おわりに

毎年のように国内各地で発生している大規模自然災害に対して、改めて防災・減災、国土強靱化に向けた取組が進められているが、我々地域建設業は、その着実な推進を図るとともに、「地域の守り手」として災害時における様々な対応を行っていくことが求められている。

今回の台風第19号とCSFへの対応は、最前線で取組を行うという地域建設業の重要性が再認識されたが、拡大傾向にある自然災害等に備え、今後の防災力の向上につながるよう、改めて行政側とともに協定や運用の改善などについて意見交換を行っていくことが必要である。

当協会としても、地域間格差や大企業と中小企業との企業間格差の拡大による地域建設業の厳しい経営環境の中、働き方改革への的確な対応とともに、災害時において対応力の向上が図れるよう努めてまいりたい。